

豊川水源基金規程集

公益財団法人 豊川水源基金

目 次

I	設立趣意書	1
II	定款	3
III	幹事会設置規則	17
IV	事業審査会設置規則	19
V	水源林地域対策事業業務方法書	21
1	水源林対策事業助成金交付要領	25
	附：「水源林対策事業実施計画」の変更に係る審査事務処理方針	61
(1)	水源林対策事業実施基準	69
(2)	水源林対策事業検査基準	79
2	一般振興対策事業助成金交付要領	85
VI	水源林保全流域協働事業業務方法書	99
1	第4条第1項事業（人材育成・間伐推進・水源林整備協定事業）助成金交付要領	103
2	第4条第2項事業（森林づくり事業）助成金交付要領	133
VII	水源地域対策事業業務方法書	153
1	水源地域対策事業業務細則	157
2	第5条第1項第6号事業（水源地域振興事業）助成金交付要領	163
3	第5条第1項第2号、第9号及び第10号事業（生活再建対策事業）助成金交付要領	187
4	第5条第2項事業（集団移転地整備事業）助成金交付要領	205
5	第5条第3項第1号事業（水源地域環境整備事業）助成金交付要領	215
VIII	新城市（鳳来地域）水源地域対策基金事業業務方法書	237
1	新城市（鳳来地域）水源地域対策基金事業業務細則	239
2	新城市（鳳来地域）水源地域対策基金事業業務方法書第4条事業助成金交付要領	241
IX	設楽ダム水源地域対策事業業務方法書	245
1	設楽ダム水源地域対策事業業務細則	247
2	設楽ダム水源地域対策事業助成金交付要領	249
X	賛助会員規則	253
XI	情報公開規則	257
XII	財務規則	263
XIII	財産運用規則	269
XIV	特定費用準備資金取扱規則	271
XV	役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規則	273
XVI	調査役設置規則	275

I 設立趣意書

財団法人 豊川水源基金設立趣意書

自然との調和を求め、土地や水など限られた地域の資源を適切に活用していくことは、地域づくりの大きな課題であり、このため、地域づくりの単位として「流域」がますます重要視されておりますが、東三河地域の今後の発展を考える場合、豊川とのかかわりは極めて重要であります。

豊川水系における治水、利水には、これまで極めて大きな行政努力がなされてきましたが、近年、相ついで洪水が発生していることから、流域住民に少なからぬ不安を与えております。

また、この地域の水需要は、着実に増加しつつあり、近い将来には、深刻な水不足が予想されています。

こうした状況から、豊川水系における治水と水資源の確保が重要な課題となっており、これらの課題に対処するために、従来から、行政上の努力が傾注されておりましたが、更に、これを補完するためにも、上下流地域が連携して、治山、治水あるいは水資源の涵養に重要な機能を果している森林の保全、ならびに水源開発に伴う影響緩和のための措置を継続的に講じていくことが必要であります。

このため、水系によって結ばれる上流及び下流の地域が、お互いにその機能を分担し、共存共栄の途を歩むためにも、上下流の地方公共団体が流域共同体の意識のもとに、一体となって協力していくことが誠に重要なことであると考えます。

このような趣旨から、ここに、豊川水系を軸とする関係 18 市町村と愛知県が共同で、豊川上流域における水源涵養林の造成、地域振興及び関係地元の円満な同意を得た場合に実施される水源開発に伴う水没関係住民の生活再建対策、水没関係地域の振興等を円滑に進めるため、財団法人「豊川水源基金」を設立しようとするものであります。

(昭和 52 年 1 月 22 日 設立者会議にて承認)

II 定 款

公益財団法人 豊川水源基金 定 款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、公益財団法人豊川水源基金と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を愛知県豊橋市に置く。

2 この法人は、理事会の決議により、従たる事務所を必要な地に置くことができる。これを変更又は廃止する場合も、同様とする。

(目的)

第3条 この法人は、豊川水系において実施される水源林地域対策及び水源地域対策等に対し助成等を行うことにより、豊川水系における治水及び水資源の安定的確保を図り、もって関係地域の振興と流域の一体的な発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 豊川水系において実施される水源林地域対策に対する助成事業
- (2) 豊川水系において実施される水源地域対策に対する助成事業
- (3) その他公益目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業を実施するに当たっては、理事会の決議を経て別に定める業務方法書により実施する。

3 第1項の事業は、愛知県及び長野県において行うものとする。

(事業年度)

第5条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(規律)

第6条 この法人は、事業を公正かつ適正に運営し、第3条に掲げる目的の達成と社会的信用の維持・向上に努めるものとする。

第2章 財産及び会計

(財産の種別)

第7条 この法人の財産は、基本財産、基本基金、特定水源地域対策基金及びその他の財産の4種類とする。

2 基本財産は、この法人の目的である事業を行うために不可欠な財産とし、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 財産目録に基本財産として特定された財産
 - (2) 基本財産とすることを指定して寄附された財産
 - (3) 理事会及び評議員会で、基本財産に繰り入れることを決議した財産
- 3 基本基金は、この法人の運営を行うために不可欠な財産とし、次に掲げるものをもって構成する。
- (1) 財産目録に基本基金として特定された財産
 - (2) 基本基金とすることを指定して寄附された財産
 - (3) 理事会及び評議員会で、基本基金に繰り入れることを決議した財産
- 4 特定水源地域対策基金は、継続してこの法人の目的である事業の用に供するために保有する財産とし、次に掲げるものをもって構成する。
- (1) 財産目録に特定水源地域対策基金として特定された財産
 - (2) 特定水源地域対策基金とすることを指定して寄附された財産
 - (3) 理事会及び評議員会で、特定水源地域対策基金に繰り入れることを決議した財産
- 5 その他の財産は、基本財産、基本基金及び特定水源地域対策基金以外の財産とする。

(基本財産、基本基金及び特定水源地域対策基金の維持及び処分)

第8条 基本財産、基本基金及び特定水源地域対策基金については、適正な維持及び管理に努めるものとする。

- 2 やむを得ない理由によりその全部若しくは一部を処分又は担保に提供する場合には、理事会及び評議員会において、議決に加わることができる理事及び評議員の3分の2以上の決議を得なければならない。
- 3 基本財産、基本基金及び特定水源地域対策基金の維持及び処分に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(財産の管理・運用)

第9条 この法人の財産の管理・運用は、理事長が行うものとし、その方法は理事会の決議により別に定める。

(事業計画及び収支予算)

第10条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類（以下「事業計画書及び収支予算書等」という。）は、毎事業年度の開始の日の前日までに理事長が作成し、理事会の決議を経て、直近の評議員会へ報告するものとする。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の事業計画書及び収支予算書等については、毎事業年度の開始の日の前日までに行政庁に提出し、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第11条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 正味財産増減計算書

(5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書

(6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。

3 第1項の書類については、毎事業年度の終了後3ヶ月以内に行政庁に提出しなければならない。

4 この法人は、第2項の定時評議員会の終結後直ちに、法令の定めるところにより、貸借対照表を公告するものとする。

5 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(1) 監査報告

(2) 理事及び監事並びに評議員の名簿

(3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類

(4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

第12条 理事長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第5項第4号の書類に記載するものとする。

(長期借入金及び重要な財産の処分又は譲受け)

第13条 この法人が資金の借入れをしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、理事会の決議を経て、評議員会において議決に加わることができる評議員の3分の2以上の決議を得なければならない。

2 この法人が重要な財産の処分又は譲受けを行おうとするときも、前項と同じ決議を経なければならない。

(会計原則等)

第14条 この法人の会計は、一般に公正妥当と認められる公益法人の会計の慣行に従うものと

する。

- 2 この法人の会計処理に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める財務規則による。
- 3 特定費用準備資金及び特定の資産の取得又は改良に充てるために保有する資金の取扱いについては、理事会の決議により別に定める。

第3章 評議員及び評議員会

第1節 評議員

(定数)

第15条 この法人に、評議員3名以上6名以内を置く。

- 2 評議員のうち、1名を評議員長とする。

(選任等)

第16条 評議員の選任及び解任は、評議員会の決議により行う。

- 2 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。

(1) 各評議員について、次のイからヘまでに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

- イ その評議員及びその配偶者又は3親等内の親族
 - ロ その評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
 - ハ その評議員の使用人
- ニ ロ又はハに掲げる者以外の者であって、その評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者
- ホ ハ又はニに掲げる者の配偶者
- ヘ ロからニに掲げる者の3親等内の親族であって、これらの者と生計を一にする者

(2) 他の同一の団体（公益法人を除く。）の次のイからニまでに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

- イ 理事
 - ロ 使用人
- ハ 他の同一の団体の理事以外の役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあっては、その代表者又は管理人）又は業務を執行する社員である者
- ニ 次の団体において職員である者（国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。）
- ① 国の機関
 - ② 地方公共団体
 - ③ 独立行政法人通則法第2条第1項に規定する独立行政法人
 - ④ 国立大学法人法第2条第1項に規定する国立大学法人又は同条第3項に規定する大學共同利用機関法人

- ⑤ 地方独立行政法人法第2条第1項に規定する地方独立行政法人
 - ⑥ 特殊法人又は認可法人
- 3 評議員長は、評議員会において選定する。
- 4 評議員は、この法人の理事又は監事若しくは使用人を兼ねることができない。
- 5 評議員に異動があったときは、2週間以内に登記し、登記事項証明書等を添え、遅滞なくその旨を行政庁に届出なければならない。
- (権限)

第17条 評議員は、評議員会を構成し、第20条第2項に規定する事項の決議に参画するほか、法令に定めるその他の権限を行使する。

(任期)

第18条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定期評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。
- 3 評議員は、辞任又は任期満了後においても、第15条第1項に定める定数に足りなくなるときは、新たに選任された者が就任するまでは、なお評議員としての権利義務を有する。

(報酬等)

第19条 評議員は無報酬とする。

- 2 評議員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、評議員会の決議により別に定める役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規則による。

第2節 評議員会

(構成及び権限)

第20条 評議員会は、すべての評議員をもって組織する。

- 2 評議員会は、次の事項について決議する。
- (1) 理事及び監事の選任及び解任
 - (2) 理事及び監事の報酬等の額
 - (3) 評議員に対する報酬等の支給基準
 - (4) 定款の変更
 - (5) 各事業年度の決算の承認
 - (6) 長期借入金並びに重要な財産の処分及び譲受け
 - (7) 公益目的取得財産残額の贈与及び残余財産の処分
 - (8) 合併、事業の全部若しくは一部の譲渡又は公益目的事業の全部の廃止

(9) 前各号に定めるもののほか、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般社団・財団法人法」という。）に規定する事項及びこの定款に定める事項

3 前項にかかわらず、個々の評議員会においては、第23条第1項の書面に記載した評議員会の目的である事項以外は、決議することができない。

（種類及び開催）

第21条 評議員会は、定時評議員会及び臨時評議員会の2種とする。

2 定時評議員会は、毎年1回、毎事業年度終了後3ヶ月以内に開催する。

3 臨時評議員会は、必要がある場合には、いつでも開催することができる。

（招集）

第22条 評議員会は、理事会の決議に基づき、理事長が招集する。

2 前項にかかわらず、評議員は理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

3 前項による請求があったときは、理事長は遅滞なく評議員会を招集しなければならない。

4 第2項の請求をした評議員は、次の場合には、裁判所の許可を得て、評議員会を招集することができる。

（1） 請求後遅滞なく招集の手続が行われない場合

（2） 請求があった日から6週間以内の日を評議員会の日とする招集の通知が発せられない場合

（招集の通知）

第23条 理事長は、評議員会の開催日の1週間前までに、評議員に対して、会議の日時、場所、

目的である事項等を記載した書面をもって招集の通知を発しなければならない。

2 前項にかかわらず、評議員全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく、評議員会を開催することができる。

（議長）

第24条 評議員会の議長は、評議員長がこれに当たる。

（定足数）

第25条 評議員会は、評議員の過半数の出席がなければ開催することができない。

（決議）

第26条 評議員会の議事は、一般社団・財団法人法第189条第2項に規定する事項及びこの定款に特に規定するものを除き、議決に加わることができる評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

（決議の省略）

第27条 理事が、評議員会の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることができると評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示を

したときは、その提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第28条 理事が評議員の全員に対し、評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を評議員会に報告することを要しないことについて、評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の評議員会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第29条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成しなければならない。

2 議事録には、議長及び出席した評議員のうちから選出された議事録署名人2名がこれに署名又は記名押印する。

(評議員会の運営)

第30条 評議員会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、評議員会において別に定める。

第4章 役員及び理事会

第1節 役員

(種類及び定数)

第31条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 3名以上9名以内

(2) 監事 2名以内

2 理事のうち、1名を理事長とし、1名を副理事長とすることができる。

3 前項の理事長及び副理事長をもって一般社団・財団法人法上の代表理事とする。

(選任等)

第32条 理事及び監事は評議員会の決議によって選任する。

2 理事長及び副理事長は、理事会において選定する。

3 監事は、この法人の理事又は使用人を兼ねることができない。

4 理事のうち、理事のいずれか1名とその配偶者又は三親等内の親族その他法令で定める特別の関係にある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。

5 他の同一の団体の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にあるものとして法令で定める者である理事の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。

6 理事又は監事に異動があったときは、2週間以内に登記し、登記事項証明書等を添え、遅

滞なくその旨を行政庁に届出なければならない。

(理事の職務・権限)

第33条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款に定めるところにより、この法人の業務の執行の決定に参画する。

- 2 理事長及び副理事長は、この法人を代表し、その業務を執行する。
- 3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、理事長の職務を代行する。
- 4 理事長及び副理事長は、毎事業年度毎に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務・権限)

第34条 監事は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 理事の職務執行の状況を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成すること。
- (2) この法人の業務及び財産の状況を調査すること、並びに各事業年度に係る計算書類及び事業報告等を監査すること。
- (3) 評議員会及び理事会に出席し、必要あると認めるときは意見を述べること。
- (4) 理事が不正の行為をし、若しくはその行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、これを評議員会及び理事会に報告すること。
- (5) 前号の報告をするため必要があるときは、理事長に理事会の招集を請求すること。ただし、その請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする招集通知が発せられない場合は、直接理事会を招集すること。
- (6) 理事が評議員会に提出しようとする議案、書類その他法令で定めるものを調査し、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を評議員会に報告すること。
- (7) 理事がこの法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はその行為をするおそれがある場合において、その行為によってこの法人に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、その理事に対し、その行為をやめることを請求すること。
- (8) その他監事に認められた法令上の権限を行使すること。

(任期)

第35条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議

員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

3 補欠として選任された役員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 役員は、第31条第1項で定めた役員の定数に足りなくなるときは、辞任又は任期満了後ににおいても、新たに選任された者が就任するまでは、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(解任)

第36条 役員が次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって、解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、議決に加わることができる評議員の3分の2以上の決議に基づいて行わなければならない。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないと認められるとき。

(報酬等)

第37条 役員は無報酬とする。

2 役員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

3 前2項に関し必要な事項は、評議員会の決議により別に定める役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規則による。

第2節 理事会

(設置)

第38条 この法人に理事会を設置する。

2 理事会は、すべての理事で組織する。

(権限)

第39条 理事会は、この定款に別に定めるものほか、次の職務を行う。

(1) 評議員会の日時及び場所並びに目的である事項等の決定

(2) 規則の制定、変更及び廃止

(3) 前各号に定めるものほか、この法人の業務執行の決定

(4) 理事の職務の執行の監督

(5) 理事長及び副理事長の選定及び解職

2 理事会は次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を、理事に委任することができない。

(1) 重要な財産の処分及び譲受け

(2) 多額の借財

(3) 重要な使用人の選任及び解任

(4) 従たる事務所その他重要な組織の設置、変更及び廃止

(5) 内部管理体制（理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他この法人の業務の適正を確保するために必要な法令で定める体制をいう。）の整備

(種類及び開催)

第40条 理事会は、通常理事会及び臨時理事会の2種とする。

2 通常理事会は、毎事業年度2回開催する。

3 臨時理事会は、次のいずれかに該当する場合に開催する。

(1) 理事長が必要と認めたとき。

(2) 理事長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって理事長に招集の請求があったとき。

(3) 前号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき。

(4) 第34条第1項第5号の規定により、監事から理事長に招集の請求があったとき、又は監事が招集したとき。

(招集)

第41条 理事会は、理事長が招集する。ただし、前条第3項第3号により理事が招集する場合及び前条第3項第4号後段により監事が招集する場合を除く。

2 前条第3項第3号による場合は、理事が、前条第3項第4号後段による場合は、監事が理事会を招集する。

3 理事長は、前条第3項第2号又は第4号前段に該当する場合は、その請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする臨時理事会を招集しなければならない。

4 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって、開催日の一週間前までに、各理事及び各監事に対して通知しなければならない。

5 前項にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく理事会を開催することができる。

(議長)

第42条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(定足数)

第43条 理事会は、理事の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

(決議)

第44条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがあるもののほか、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第45条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、その提案について、議決に加わることができる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があつたものとみなすものとする。ただし、監事が異議を述べたときは、この限りでない。

(報告の省略)

第46条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知したときは、その事項を理事会に報告することを要しない。

2 前項の規定は、第33条第4項の規定による報告には適用しない。

(議事録)

第47条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、出席した代表理事（登記のために必要な場合は出席した理事全員）及び監事は、これに署名又は記名押印しなければならない。

(理事会の運営)

第48条 理事会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、理事会において別に定める。

第5章 定款の変更、合併及び解散等

(定款の変更)

第49条 この定款は、評議員会において、議決に加わることができる評議員の3分の2以上の決議を得て変更することができる。ただし、第3条に規定する目的、第4条第1項に規定する事業並びに第16条第1項に規定する評議員の選任及び解任の方法並びに第52条に規定する公益目的取得財産残額の贈与については変更することができない。

2 前項にかかわらず、評議員会において、議決に加わることができる評議員の4分の3以上の決議を得て、第3条に規定する目的、第4条第1項に規定する事業並びに第16条第1項に規定する評議員の選任及び解任の方法について、変更することができる。

3 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「公益認定法」という。）第11条第1項各号に掲げる事項に係る定款の変更（軽微なものを除く。）をしようとするときは、その事項の変更につき、行政庁の認定を受けなければならない。

4 前項以外の変更を行った場合は、遅滞なく、その旨を行政庁に届出なければならない。

(合併等)

第50条 この法人は、評議員会において、議決に加わることができる評議員の3分の2以上の決議により、他の一般社団・財団法人法上の法人との合併、事業の全部又は一部の譲渡及び公益目的事業の全部の廃止をすることができる。

2 前項の行為をしようとするときは、あらかじめその旨を行政庁に届出なければならない。
(解散)

第 51 条 この法人は、一般社団・財団法人法第 202 条に規定する事由及びその他法令で定めた事由により解散する。

(公益目的取得財産残額の贈与)

第 52 条 この法人が、公益認定の取消しの処分を受けた場合、又は合併により消滅する場合(その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。)において、公益認定法第 30 条第 2 項に規定する公益目的取得財産残額があるときは、これに相当する額の財産を 1 ヶ月以内に、評議員会の決議により類似の事業を目的とする他の公益法人若しくは同法第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第 53 条 この法人が解散等により清算するときに有する残余財産は、評議員会の決議により類似の事業を目的とする他の公益法人若しくは公益認定法第 5 条第 17 号に規定する法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第 6 章 事務局

(設置等)

第 54 条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、所要の職員を置く。

3 職員は、理事長が任免する。ただし、職員が重要な使用人の場合は、理事長が理事会の承認を得て任免する。

4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

(備付け書類及び帳簿)

第 55 条 事務所には、常に次に掲げる書類及び帳簿を備えておかなければならない。

- (1) 定款
- (2) 理事、監事及び評議員の名簿
- (3) 認定、許可、認可等及び登記に関する書類
- (4) 理事会及び評議員会の議事に関する書類
- (5) 財産目録
- (6) 役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規則
- (7) 事業計画書及び収支予算書等
- (8) 事業報告及び計算書類等
- (9) 監査報告
- (10) その他法令で定める書類及び帳簿

- 2 前項各号の書類及び帳簿等の閲覧については、法令の定めによるほか、理事会の決議を経て別に定める。

第7章 賛助会員

(賛助会員)

- 第56条 この法人の趣旨に賛同する者は、この法人の賛助会員となることができる。
- 2 賛助会員に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める賛助会員規則による。

第8章 情報公開及び個人情報の保護

(情報公開)

- 第57条 この法人は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。
- 2 情報公開に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める情報公開規則による。

(個人情報の保護)

- 第58条 この法人は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期すものとする。
- (公告)

- 第59条 この法人の公告は、電子公告による。
- 2 やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、官報に掲載する方法による。

第9章 補則

(委任)

- 第60条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立の登記を行ったときは、第5条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 この法人の最初の理事及び監事は、次に掲げる者とする。

理事 佐 原 光 一
横 山 光 明
山 脇 実
稻 葉 正 吉
穂 積 亮 次
鈴 木 克 幸
尾 林 克 時
伊 藤 実
加 藤 嘉 彦
監事 鈴 木 龍 太 郎
長 野 好 孝

4 この法人の最初の代表理事は、次に掲げる者とする。

理 事 長 佐 原 光 一
副理事長 横 山 光 明

5 この法人の最初の評議員は、次に掲げる者とする。

評議員 大 平 巍
大 西 典 生
白 井 良 始
永 井 修 一
平 田 喜 好
村 松 喜 八

附 則

この定款は、平成 28 年 6 月 24 日から施行する。

III 幹事会設置規則

幹事会設置規則

第1条 公益財団法人豊川水源基金（以下「基金」という。）の理事会の運営を円滑にするため理事会の下に幹事会を置く。

第2条 幹事会は、理事長が愛知県及び関係市町村の職員のなかから委嘱する幹事をもって構成する。

2 幹事会に幹事長を置く。

3 幹事会長は幹事の互選とし、幹事会を統轄する。

4 基金の事務局長は、幹事会に出席し、必要な事務の処理を行うものとする。

第3条 幹事の任期は2年とする。

第4条 幹事会は理事長が招集する。

2 幹事会は幹事の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 幹事会の議事は、出席幹事の過半数の同意をもって決する。

第5条 幹事会は、理事会に付議すべき事項及び特に理事長が指示する事項を調査審議する。

第6条 この規則に定めるもののほか、運営に関して必要な事項は理事長が定める。

附 則

1 この規程は、公益財団法人豊川水源基金の設立の登記の日（平成24年4月1日）から施行する。

2 財団法人豊川水源基金幹事会設置規程（昭和53年2月23日施行）は、廃止する。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

幹 事

幹 事	愛 知 県	建 設 局 水 資 源 課 長
"	愛 知 県	農 林 基 盤 局 林 務 部 林 務 課 長
"	豊 橋 市	企 画 部
"	豊 橋 市	企 画 部 政 策 企 画 課 長
"	豊 川 市	企 画 部 企 画 政 策 課 長
"	蒲 郡 市	企 画 部 企 画 政 策 課 長
"	新 城 市	企 画 部 企 画 政 策 課 長
"	田 原 市	企 画 部 企 画 課 長
"	設 樂 町	企 画 ダ ム 対 策 課 長
"	東 栄 町	総 務 課 長
"	豊 根 村	地 域 振 興 課 長

IV 事業審査会設置規則

事業審査会設置規則

第1条 公益財団法人豊川水源基金（以下「基金」という。）の水源林対策事業並びに水源林保全流域協働事業の間伐推進事業のうち高齢級間伐事業及び特別強化間伐事業の適正且つ円滑な実施を図るため事業審査会を置く。

第2条 事業審査会は、理事長が愛知県及び関係市町村（水源林地城市町村を除く）の職員のなかから委嘱する審査員をもって構成する。

2 事業審査会に事業審査会長を置く。

3 事業審査会長は審査員の互選とし、事業審査会を統轄する。

4 基金の事務局長は、事業審査会に出席し、必要な事務の処理を行うものとする。

第3条 審査員の任期は2年とする。

第4条 事業審査会は理事長が招集する。

2 事業審査会は審査員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 事業審査会の議事は、出席審査員過半数の同意をもって決する。

第5条 事業審査会は次の事項を行う。

（1）事業実施計画書の審査及び採択に関する事。

（2）その他特に理事長が指示した事項に関する事。

第6条 事業審査会長は、事業審査会の結果を理事長に報告する。

第7条 この規則に定めるもののほか、運営に関する必要な事項は理事長が定める。

附 則

1 この規程は、公益財団法人豊川水源基金の設立の登記の日（平成24年4月1日）から施行する。

2 財団法人豊川水源基金事業審査会設置規程（昭和53年2月22日施行）は、廃止する。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

事 業 審 査 員

事業審査員	愛 知 県 建 設 局	水 資 源 課 長
//	愛 知 県 農 林 基 盤 局 林 務 部	林 務 課 長
//	愛 知 県 農 林 基 盤 局 林 務 部	森 林 保 全 課 長
//	愛 知 県 新 城 設 楽 農 林 水 產 事 務 所	林 業 振 興 課 長
//	愛 知 県 新 城 設 楽 農 林 水 產 事 務 所	新 城 林 務 課 長
//	愛 知 県 東 三 河 農 林 水 產 事 務 所	林 務 課 長
//	下 流 市 代 表 (2 名)	企 画 担 当 課 長